

作成日 平成15年 4月20日
改訂日 平成22年 7月 9日
改訂日 平成23年 11月30日

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名	メタルスタンプ
化学物質等の名称	セレン酸 (Selenic acid)
会社名	東洋物産株式会社
住所	東京都大田区南蒲田3丁目8番地6号
電話番号	03-3743-1546
FAX番号	03-3743-1936
メールアドレス	info@touyou-b.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	金属表面のマーキングに限定する。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外
健康に対する有害性	水反応可燃性化学品	区分外
	酸化性液体	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
	急性毒性(経口)	分類できない
	急性毒性(経皮)	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分外
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器 心臓 肝臓 腎臓 神経系 筋肉)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	分類できない	
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	分類できない
	水生環境急性有害性	分類できない
	水生環境慢性有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

注意書き

危険

肝臓、筋肉、呼吸器、心臓、神経系、腎臓の障害

【安全対策】

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

【応急措置】

ばく露した場合、医師に連絡すること。

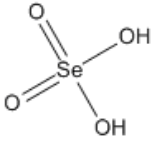
【保管】

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品、混合物の区別	混合物
化学物質	
化学名又は一般名	セレン酸
成分及び含有量	セレン酸 3.99%
分子式(分子量)	H ₂ O ₄ Se (144.97)
化学特性(示性式又は構造式)	
CAS番号:	7783-08-6
官報公示整理番号(化審法・安衛法)	(1)-1081
危険有害成分	セレン酸

4. 応急措置

吸入した場合	医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で洗うこと。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
目に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	データなし
最も重要な兆候及び症状	データなし
応急措置をする者の保護	データなし
医師に対する特別注意事項	データなし

5. 火災時の措置

消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類
使ってはならない消火剤	棒状放水
特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び/又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。
回収・中和	漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。
封じ込め及び浄化方法・機材	水で湿らせ、空気中のダストを減らし分散を防ぐ。
二次災害の防止策	プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

局所排気・全体換気

安全取扱い注意事項

保管

技術的対策
混触危険物質
保管条件

容器包装材料

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
飲み込みを避けること。
皮膚との接触を避けること。
粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
特に技術的対策は必要としない。
有機物、還元剤、アルコール
施錠して保管すること。
有機物、還元
冷所、換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉して保管すること。
金属は腐食されるため、樹脂またはガラス。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)

日本産衛学会(2007年版)
ACGIH(2007年版)

設備対策

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

衛生対策

未設定

0.1mg/m³(セレン及びセレン化合物、Seとして)
0.2mg/m³(TWA)(Selenium and compounds, as Se)
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
適切な呼吸器保護具を着用すること。
適切な保護手袋を着用すること。
適切な眼の保護具を着用すること。
適切な保護衣を着用すること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态 形状

色

臭い

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

自然発火温度

燃焼性

爆発範囲

蒸気圧

蒸気密度

蒸発速度(酢酸ブチル=1)

比重(密度)

溶解度

オクタノール・水分配係数

分解温度

粘度

粉じん爆発下限濃度

最小発火エネルギー

体積抵抗率(導電率)

液体

青緑色

刺激性酸臭

データなし

データなし

データなし

不燃性

不燃性

不燃性 : HSDB (2006)

無し

データなし

データなし

データなし

水に易溶

データなし

データなし

データなし

無し

無し

データなし

<p>10. 安定性及び反応性 安定性 危険有害反応可能性</p>	<p>比較的安定であるが微量の沈殿物を生じることがある 各種の金属を侵して水素を発生する。その水素が空気と混合して着火すると爆発することがある。 還元剤と反応して、火災の危険が生じる。 コールと反応してセレン酸化物を生じる。</p>
<p>避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物</p>	<p>日光、熱 金属容器、有機物、アルコール、還元剤。 加熱により腐食性の有毒ガス二酸化セレン、塩素を発生する。</p>
<p>11. 有害性情報 急性毒性 経口 経皮 皮膚腐食性・刺激性 眼に対する重篤な損傷・刺激性 呼吸器感受性又は皮膚感受性 生殖細胞変異原性 発がん性</p>	<p>データなし データなし 吸入(蒸気): データなし 皮膚粘膜につくと炎症を起こす。皮膚からも体内に吸収されることがある。 データなし 眼の損傷 呼吸器感受性: データなし 皮膚感受性: データなし データなし EPA (1993)でD、IARC (1987)でGroup 3に分類されていることから区分外とした。</p>
<p>生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)</p>	<p>データなし 本物質については、無機セレン化合物の影響を基に分類するものとする。無機セレン化合物のヒトに対する急性毒性として、「臨床所見には、嘔吐、下痢、努力呼吸、脱力、不安定歩行、昏睡など、組織学的所見には、肺水腫、肝壊死、骨格筋変性、尿細管水滴様変性、心筋ミトコンドリアの腫脹と破裂など」(PATTY (4th, 2000))がみられた。以上より、分類は区分1(神経系、呼吸器、肝臓、筋肉、腎臓、心臓)とした。</p>
<p>特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 吸引性呼吸器有害性</p>	<p>データなし データなし</p>
<p>12. 環境影響情報 水生環境急性有害性 水生環境慢性有害性</p>	<p>データがなく分類できない。 データがなく分類できない。</p>
<p>13. 廃棄上の注意 残余廃棄物</p>	<p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p>
<p>汚染容器及び包装</p>	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従う。 内容物を完全に除去した後、多量の水で洗浄し、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p>
<p>14. 輸送上の注意 国際規制 海上規制情報 航空規制情報 UNNo. ProperShippingName. Class 国内規制 陸上規制情報 海上規制情報 航空規制情報</p>	<p>IMOの規制に従う。 ICAO/IATAの規制に従う。 1905 Selenic acid 8 毒劇法の規制に従う。 船舶安全法の規制に従う。 航空法の規制に従う。</p>
<p>特別安全対策</p>	<p>移送時にイエローカードの保持が必要。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。</p>
<p>緊急時応急措置指針番号</p>	<p>重量物を上積みしない。 154</p>

15. 適用法令	
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号:9-333)
毒物及び劇物取締法	毒物(指定令第1条)(政令番号:18)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質 法第2条第13項(中央環境審議会答申、1996.10.18)
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、令第2条、排水基準を定める省令第1条)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(政令番号:1-178)
船舶安全法	腐食性物質 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	腐食性物質 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	腐食性物質 危険物・腐食性物質(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二口)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13日本道路公団公示)

16. その他の情報

参考文献 各データ毎に記載した。

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量物理化学的性質、危険、有害性等に関しては、いかなる保証も成す物ではありません。 注意事項は通常の取り扱いを対象とした物であって、特殊な取り扱いには新たに用途、用法に適した安全対策を 実施のうえ、ご利用下さい。